



時事寸考

シーダ・ウォーク施設長、医師の吉田です。

今月も、新型コロナウイルスの話題で恐縮です。本当は治療薬のことを書きたいのですが、未だに特効薬的なものは確立していません。ワクチンの開発は進んでいるはずですが、臨床応用にはまだまだ時間がかかるものと思います。ヨーロッパ諸国やアメリカの感染がようやく落ち着きはじめたようですので、各国の状況を日本と比較してみました。

国名	感染者数	死者数	致死率(%)	人口(百万)	感染率(%)	死亡(百万当)
アメリカ	2187876	118381	5.4	328	0.667	360.9
ブラジル	978142	47748	4.9	209	0.468	228.5
ロシア	560321	7650	1.4	144	0.389	53.1
インド	366946	12237	3.3	135	0.272	90.6
イギリス	301935	42373	14.0	67	0.451	632.4
日本	17588	935	5.3	126	0.014	7.4

報告感染者数上位5か国と日本を比べました。致死率(死亡者数/感染者数)をみると、ロシアは低くイギリスは高いのですが、他の国は日本と同様に5%程度です。一方、人口当たりの死亡者数をみると、日本は桁違いに少なくなっています。同様に、感染率も明らかに低値です。日本は診断が過少なのではないかという議論もありましたが、実はそうでもなく、感染率自体が低く保たれているものと考えられます。その原因は、実はよく分からないのですが、国民の対応が良かった、コロナウイルスの変異型が違う、従来種コロナウイルスへの免疫が関係した、あるいは、BCGの普及が予防的に働いたなど、いろいろとされています。

上記の国のうち、ブラジルではコロナ感染が落ち着く傾向はまだ見られていません。冬季に入って南半球で今後広がり、半年後に北半球でぶり返す可能性が指摘されています。今後とも注意が必要です。

お知らせ

ロングステイご利用中のご家族さま向けに2020年7月1日(水)より、テレビ面会と併せて1階ロビーにて利用者さんとご家族さまが直接お会いしての面会を、予約制で実施することとなりました。以下にご注意の上、電話でのご予約時に「ロビーでの面会予約」とお伝えください。

- ・毎週月曜日から土曜日 ①11時～、②11時30分～
- ・日曜日、祝日 ③14時～、④14時30分～
- ・1回あたり15分を上限とさせていただきます。
- ・ご家族は3名～4名様まででお願いします。
- ・少しでも体調に不安のある方、咳などの呼吸器症状のある方はご遠慮ください。



当日は1階事務所窓口でお声掛けください。ご面会時には、検温、手指消毒、マスク着用にご協力いただきますようお願いいたします。なお、ご面会時の飲食は禁止とさせていただきますので予めご了承ください。

また、長らく中止となっておりましたコンサート、イベント、クラブ活動を時間や人数を制限した上で、7月以降再開いたします。再開の様子は今後シーダ・ウォーカーでお知らせします。

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2020年6月25日発行 vol.156 編集:渋谷・常盤・谷本・三村・松野・大島

栄養科より今月の一押しメニュー



7月7日(火)昼食には、七夕の行事食をご用意します。“白身魚の酒蒸しゆかりまぶし”では、星型にカットした人参を飾り、清汁は“そうめん椀”で天の川をイメージしています。デザートは、“七夕お星さまゼリー”です。

また、7月21日(火)土用の丑の日には、“うなぎちらし寿司”をご用意します。夏限定のおやつ“ソフトクリーム”は、各フロアをまわり提供します。暑さに負けないよう、食事をしっかりととり、元気にお過ごしください。



Cedar Walker 法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただく、この連載ですが、今回のテーマは…

計画的な相続の方法について

Q 私には、2人の子供がいます。家業で小売店を営んでいますが、私の死後は、家業を継いでくれる長男に遺産をすべて渡したいと思います。私の死後に長男と次男が揉めないようにするためには、どのような準備をしておくのが良いですか。

A 遺言を作るだけでは、不十分な場合があります。次男の理解を得られるのであれば、次男から家庭裁判所に遺留分放棄の許可の申立てをしてもらうのが望ましいです。



<解説>

長男にすべての遺産を渡す、という内容の遺言を作れば良いと考える方もいらっしゃるかもしれませんが、相続人は遺留分という権利を持っています。遺留分とは、遺言の内容に関わらず、相続人が最低限受け取ることができる遺産の割合のことです。今回のケースでは、次男は遺産に対して4分の1の割合の遺留分を持っています。

もし、相続者がお亡くなりになって相続が発生した場合には、次男は1年以内であれば、長男に対して、遺留分に達していない分をお金で支払えと請求することができます。そのため、長男に全部を渡すという遺言を残したとしても、長男と次男が揉めてしまう場合があります。

そこで、このような揉め事を防ぐために、「遺留分の放棄」という制度があります。ただし、この制度を利用するためには、相談者の生前中に次男と話し合いをして、次男からの理解を得ることが必要です。

遺留分の放棄をするには、相続の発生前、つまり相談者が亡くなる前に、次男が家庭裁判所に遺留分を放棄するとの申立てをして、許可を受ける必要があります。ただし、家庭裁判所は、次男の申立てを無条件で認めるわけではありません。次男が遺留分の放棄と引き換えに、何らかの利益(例えば、相談者からお金をもらうなど)を受け取るものでなければ、許可をしません。

このように、相談者の生前のうちに次男に遺留分の放棄の手続きを取ってもらえば、相続発生後の紛争を防ぐことができます。なお、事業承継の趣旨として長男に遺産を集中させる場合には、相続税の優遇制度を利用できる場合もありますので、お早目にご相談ください。

桜丘法律事務所 弁護士 小堀 淳

(電話)03-3780-0991 (WEB)<http://www.sakuragaoka.gr.jp>

熱中症に気をつけましょう。

<はじめに>

今年の熱中症対策は、例年の取り組みに加えて、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための『新しい生活様式』を取り入れたものが必要となっています。

そこで、「熱中症」とはどういったものなのか紹介するとともに、環境省・厚生労働省が『新しい生活様式』における熱中症予防行動のポイントを公表していますので、紹介したいと思います。

<熱中症とは>

外気外気中の湿度や温度が上昇することで体内の温度が上がり、通常では自律神経の働き(例:汗をかいて体温を下げる)により無意識のうちに調節できている体内の水分や塩分のバランスが崩れた状態をいいます。



<主な症状>

初期症状…立ちくらみ・筋肉痛・筋肉の硬直・大量の汗
中等症…頭痛・気分不快・吐気・嘔吐・倦怠感・虚脱感
重症…意識障害・けいれん・手足の運動障害・高体温



<予防方法>

① 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調節
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する

② 適宜マスクを外しましょう

- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離(2m以上)を確保できる場合にはマスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

③ こまめに水分補給をしましょう

- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいたときは塩分補給を忘れずに

④ 日頃から健康管理をしましょう

- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

⑤ 暑さに備えた体作りをしましょう

- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度の運動をしましょう

**暑さに負けず、
皆さん元気にお過ごしください**



<参考資料>

環境省・厚生労働省ホームページ